

全国大学書道パフォーマンス大会
—本格の書のステージ—

大会の使用楽曲に関するお願い



主催 公益社団法人日本書芸院
読売新聞社

本大会で使用できる楽曲について

1.使用できる楽曲の条件とルール

- ・日本国内で制作されており正規の方法で音源を取得した楽曲のみ使用可能です。(外国曲の使用については、各出場チームで個別に許諾を得る必要があります。)
- ・パフォーマンスで使用できる楽曲は、最大2曲までとします。
- ・ただし、各出場チームで個別に音楽使用の許諾を得た楽曲やオリジナル楽曲などは、曲数制限なしで使用できます。
- ・使用した楽曲は、すべて「使用楽曲報告書」に記入して報告してください。

2.音楽使用の際の注意点

- ・原則として著作権者と原盤権者(レコード会社など)の許諾を得る必要があります。
- ・オリジナル楽曲などを除き、国内曲については、事務局が音楽使用に関する手続きを一定条件で代行いたします。
- ・著作者の名誉声望を害するような音楽の改変は禁止です。

3.著作権・原盤権の確認方法

- ・著作権(作詞・作曲者などが持つ権利)と原盤権(レコード会社などが持つ権利)の両方をクリアしている必要があります。
- ・著作権の確認
 - ・「JASRAC」や「NexTone」などの著作権管理団体が管理する楽曲かどうかを確認。⇒3ページ
- ・原盤権の確認
 - ・日本レコード協会が管理するレコード会社から発売されている楽曲かどうかを確認。⇒4ページ

4.著作権および原盤権フリーの音楽について

- ・著作権および原盤権フリーの楽曲をご使用いただけます。著作権および原盤権の保護期間が満了した楽曲もこちらに含まれます。
- ・ただし、商用利用やイベントでの使用などが禁止されている場合がありますので、使用条件をダウンロードサイトの利用規約などでよく確認してください。

5.個別に音楽使用の許諾を得た音楽について

- ・各出場チームで個別に著作権・原盤権の権利者から必要な許諾を得た楽曲をご使用いただけます。

6.重要なポイント

- ・上記の点は、選曲の段階からご留意ください。
- ・ご不明な点は、事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。

応募されるみなさま、ご自身で確認していただく内容

1. 著作権について

- ・作詞・作曲者などが持つ権利です。
- ・使用したい楽曲を、JASRACまたはNexTone が管理しているかどうかを確認。→①へ

2. 原盤権について

- ・レコード会社などが持つ権利です。
- ・使用したい楽曲のパッケージやCDに記載されたレコード会社の情報を確認。配信音源の場合は購入した音源のwebページにて確認。→②へ

◎市販のCD又は、正規の有料配信サイトでダウンロード購入した音源をご使用ください。(エルマークが表示されているサイトは正規の配信サイトとなりますので参考にしてください。)



①使用したい曲について、JASRACまたはNexTone が管理しているかどうかを確認

1.まず、JASRAC で確認します JASRACの確認方法

JASRACを検索⇒ JASRAC管理作品データベース

「演奏会等」「録音」「ビデオ」「放送」「配信」欄の確認



① 「上記の内容に了承して
検索」をクリック

② 作品タイトル名を入れ
て検索

③ 演奏の「上演/BGM」、複製
の「録音」「ビデオ」が○のた
め使用可能

④ 両方の項目、どちらかの項
目が×の場合、次の確認に
進みます

「演奏会等」「録音」「ビデオ」「放送」「配信」欄にすべて「○」の場合は「使用楽曲報告書」にご記入ください。1つでも「△」「×」がある場合はNexToneで管理確認をしてください。



NexToneで管理確認をする

NexToneを検索⇒作品検索



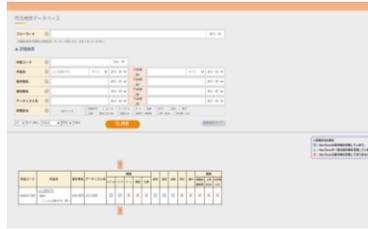
NexToneの確認方法

「オーディオ」「ビデオ」「配信」「放送」「演奏会催物等」

①「上記の内容に了承して検索」をクリック



② 作品名、著作者名、アーティスト名のうちどれか、もしくは複数の項目を入力して検索



③ すべて「○」の場合、著作権の確認は終了です。JASRACで「×」または「△」があった場合でも、その項目がNexToneで「○」の場合は、楽曲は使用できます。

JASRACと合わせて両方の項目が○なら使用できる



「使用楽曲報告書」にご記入ください。

著作権の確認結果

◎JASRACまたはNexToneで演奏会等・オーディオ・ビデオ・録音・放送・配信・演奏会催し物等欄が「○」の場合。➡著作権クリア

◎JASRACとNexToneの2団体で演奏会等・オーディオ・ビデオ・録音・放送・配信・演奏会催し物等欄が「○」の場合（JASRACで検索し「×」または「△」の項目があっても、NexToneで「○」がついている場合は楽曲は使用できます。➡著作権クリア

◎それ以外の場合は、使用が難しい楽曲の場合があります。事務局までご連絡ください。

②原盤権の確認

書道パフォーマンス大会での演技のために市販音源を複製(コピー)して使用することについて、音源の原盤権者(レコード会社など)から許諾を得る必要があります。

日本レコード協会が管理委託を受けているレコード会社(※)から発売されている楽曲の場合、事務局が許諾手続きを代行いたします(各出場チームによる使用料のお支払いは発生いたしません)。

(※)事務局が音楽使用に関する手続きを代行するレコード会社<2026年2月4日時点>

- ・日本コロムビア
- ・ビクターエンタテインメント
- ・キングレコード
- ・テイチクエンタテインメント
- ・ユニバーサル ミュージック
- ・日本クラウン
- ・徳間ジャパンコミュニケーションズ
- ・ソニー・ミュージックエンタテインメント
- ・ポニーキャニオン
- ・ワーナーミュージック・ジャパン
- ・バップ
- ・B ZONE
- ・エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ
- ・フォーライフミュージックエンタテイメント
- ・ヤマハミュージックコミュニケーションズ
- ・ドリーミュージック
- ・よしもとミュージック
- ・バンダイナムコミュージックライブ
- ・NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン
- ・プライエイド・レコーズ
- ・エル・ディー・アンド・ケイ
- ・コナミデジタルエンタテインメント
- ・ストームレーベルズ
- ・ハッツアンリミテッド
- ・ナクソス・ジャパン
- ・アミューズミュージックエンタテインメント
- ・ヴィレッジアゲインアソシエーション
- ・スペースシャワーネットワーク
- ・ワーナー ブラザース ジャパン
- ・ランブリング・レコーズ
- ・東宝
- ・SDR
- ・クロア
- ・トイズファクトリー
- ・Pヴァイン
- ・gifted(intense lab)
- ・NDR
- ・イドエンターテインメント
- ・テレビ朝日ミュージック
- ・グルーヴ・ミュージックカンパニー
- ・フライングドッグ
- ・リスペクトレコード
- ・ムーンシャイン
- ・KADOKAWA
- ・Earkth
- ・四季

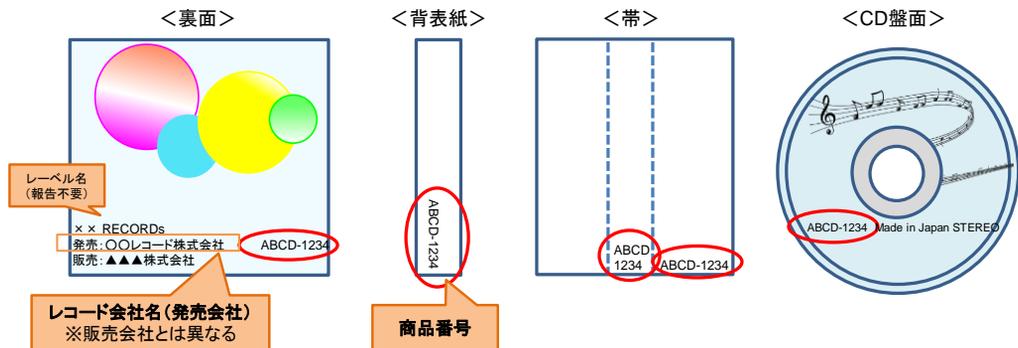
CD音源の報告方法について

入手先を明記の上、可能な範囲で、商品番号やレコード会社(不明ならレーベル)などをご確認ください。商品番号は、アルファベット4文字と数値4～5桁の組み合わせです。

市販CDの商品番号について

◆国内盤 商品番号の構成例: ABCD-1234, ABCD 12345/6 (アルファベットと数字4～5桁の組合せ)

・CDおよびCDパッケージで確認 (赤枠は記載箇所の例)



◆輸入盤

商品により異なるが、8桁～12桁ほどの数字のみで表記されていることが多い。

※CDの商品番号に該当しないもの

- ・Amazon識別番号 (Amazon独自の商品コード)
 - ☞構成例: B001H3KMNO Bからはじまる10桁の英数字の組み合わせ
- ・作品コード (JASRACが管理するデータベースJ-WIDで確認できる著作権の作品コード)
 - ☞構成例: 1A2-3456-7 数字||桁もしくは||桁のうち、左から||桁目がアルファベット
- ・JAN、EANコード (商品識別コード) ☞バーコードの下部に記載のある8桁もしくは13桁の数字

1

※別紙の「使用楽曲報告書」に記入して、事務局に提出してください。

配信音源の報告方法について

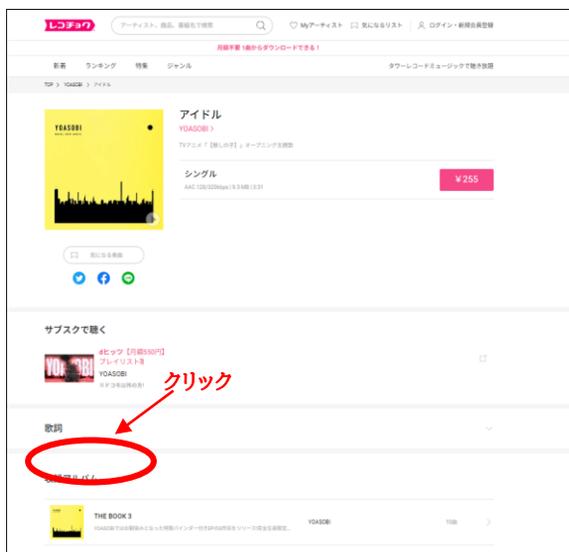
- ◆配信音源には、商品番号がない場合が多いため、「タイトル」「トラック番号」「購入した配信サイト名」を可能な範囲でご記入ください。
- ◆「タイトル」「トラック番号」の確認方法について
購入した音源がシングル音源とアルバム収録音源のどちらに該当するかご確認ください。（*）
- ◆「購入した配信サイト名」の例
レコチョク・iTunes・amazon music・more・music.jp

（*）配信サイトがレコチョクの場合の確認方法

購入した音源のWebページを下にスクロールし、収録アルバムの表示があれば「アルバム収録音源」収録アルバムの表示がなければ「シングル音源」（「トラック番号」は1）

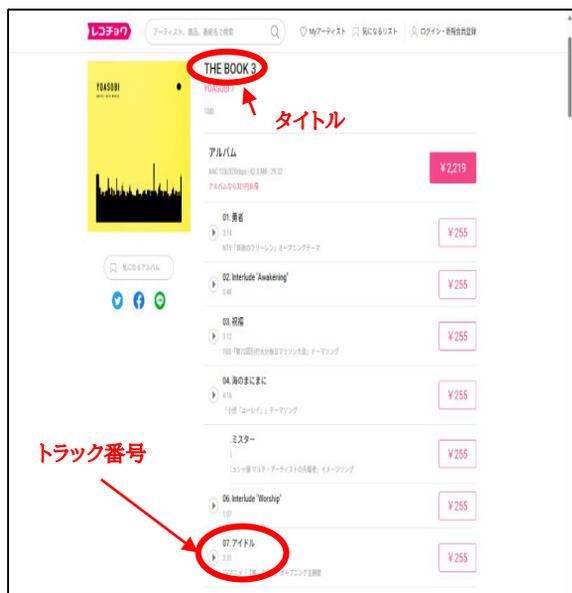
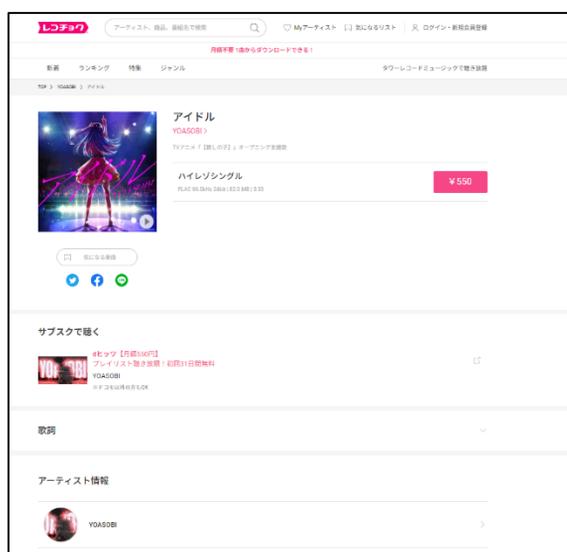
・アルバム収録音源

「タイトル」はTHE BOOK 3「トラック番号」は7



・シングル音源

「タイトル」はアイドル、「トラック番号」は1



※別紙の「使用楽曲報告書」に記入して、事務局に提出してください。

※作品の文字に関する著作権について

◎著作権は、著作者の没後70年まで保護されます。歌詞、詩、小説その他を、作品の題材にする場合は、使用内容に制限がありその範囲を超える使用については、個別に著作権手続きが必要となります。

◎歌詞や小説、詩などを揮毫する場合、使用できる範囲は「引用」の範囲内です。引用とは、

1. 正当な範囲内で行うこと

引用は、著作物の全部または一部を、その主目的や目的に照らして必要最小限にとどめる必要があります。

2. 出典を明示すること

引用部分は明確に区別し、著作物のタイトルや著者名などの出典を必ず記載します。

3. 目的に適った利用であること

学術研究、批評、報道、教育などの目的で行われるものでなければなりません。私的利用や営利目的の大量コピーは基本的に許されません。

4. 自己の著作物と明確に区別されていること

引用部分は、あくまで自分の著作物の一部として利用し、引用部分と自分の文章や意見の区別がつくようにします。

5. 著作権者の利益を侵害しないこと

引用によって著作権者の利益や権利を侵害しない範囲で行う必要があります。

著作権手続きが必要になる場合がありますので、事務局までご相談ください。

全国大学書道パフォーマンス大会 事務局

〒540-6591

大阪市中央区大手前1丁目7番31号OMMビル7階

公益社団法人 日本書芸院内

TEL: 06-6945-4501

FAX: 06-6945-4505

HP: <https://www.nihonshogeiin.or.jp/>

E-Mail: info@nihonshogeiin.or.jp

